

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第九号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。
別表第七の2級の項を次のように改める。

2級	1 県立学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2 県立学校の主任寄宿舎指導員又は副主任寄宿舎指導員の職務
----	--

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。